

# 令和2年度 教育相談員採用候補者試験募集要項

令和2年5月  
高槻市教育委員会

高槻市教育委員会は、教育上の子ども(3歳から18歳)や保護者の悩みや不安についての解決・軽減を図る教育相談(学校園や関係機関との相談も含む)を実施するために、臨床心理士、公認心理師等の専門的な知識・技術を有する教育相談員(パートタイム会計年度任用職員)を募集しています。採用候補者試験をこの要項のとおり実施します。

※令和元年度までの教育相談員(特別職非常勤職員)は、法律の改正により令和2年度から教育相談員(パートタイム会計年度任用職員)として任用することとなりました。

受付期間	持参	令和2年 6月 1日(月)～令和2年 6月17日(水)
	郵送	令和2年 6月 1日(月)～令和2年 6月12日(金) <消印有効>
試験日		令和2年 6月20日(土)

## 1 募集職種、募集人数及び受験資格

募集職種	募集人数	受験資格 それぞれ下記の条件を同時に満たす人
教育相談員	1名	<ul style="list-style-type: none"><li>臨床心理士、公認心理師等専門的資格を有し、臨床経験があり、新版K式、WISC-IV検査ができる人</li><li>教育相談員として職務を遂行するために必要な熱意、識見を有する者</li><li>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条のいずれにも該当しない者</li></ul>

## 2 任用について

### (1) 任用期間

1年以内とし、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)は超えないものとします。

※ 採用後1か月間は条件付採用となります。勤務成績が良好な場合、正式採用されます。

※ 業務の必要性や勤務成績に基づき、5年を超えない範囲内で再度の任用を行う場合があります。

### (2) その他

- ① 本職は常勤職員としての採用につながるものではありません。
- ② 国籍、学歴は問いません。
- ③ 地方公務員法第16条に定める次の欠格条項に該当する人は受験できません。

#### 地方公務員法第16条抜粋

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 本市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 勤務条件等

(1)任用期間	<p>令和2年7月1日から令和3年3月31日まで</p> <p>※採用後1か月間は条件付採用となります。勤務成績が良好な場合、正式採用されます。</p> <p>※業務の必要性や勤務成績に基づき、5年を超えない範囲内で再度の任用を行う場合があります。</p> <p>※合格者として決定した人は、採用候補者名簿に登載し、おおむね令和2年7月1日以降に勤務していただく予定です。</p>
(2)勤務地	高槻市教育委員会事務局教育センター
(3)業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども（3歳から18歳）や保護者等の悩みや不安についての教育相談（学校園や関係機関との相談や連携を含む）</li> <li>・教育相談において、必要とする検査の実施</li> <li>・その他、高槻市教育委員会が必要と認めるもの</li> </ul>
(4)報酬	<p>高槻市会計年度任用職員の給与等に関する条例等の規定により定められた額を支給します。</p> <p>令和2年5月時点月額報酬 179,100円</p> <p>※昇給制度があります（最大4回）。</p> <p>※この他通勤費相当額（上限あり）、期末手当等が支給されます。また、今後の給与改定等の状況によっては、支給額が増減することがあります。</p> <p>【参考】期末手当年間2.6月分支給（ただし、任用初年度の期末手当は年間1.04月分）</p>
(5)社会保険	厚生年金、健康保険、雇用保険に加入します。
(6)災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度があります。
(7)勤務日	月曜日から金曜日のうち週4日勤務とします。
(8)勤務時間等	午前9時15分から午後5時15分。週29時間を基本とします。 1日7時間15分勤務、休憩45分 ※時間外勤務を命じる場合があります。
(9)休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始 ※休日に勤務を命じる場合があります。
(10)休暇	年次有給休暇のほか、夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇などの休暇があります。
(11)服務	会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）

#### 4 受験手続

受付期間	<p>申込方法により受付締切が異なりますのでご注意ください。</p> <p><b>【窓口へ直接持参する場合】</b> 令和2年6月1日（月）～令和2年6月17日（水）の執務時間内 （午前9時00分～午後5時00分） ※土曜日・日曜日を除く</p> <p><b>【郵送申し込みの場合】</b> 令和2年6月1日（月）～令和2年6月12日（金）＜消印有効＞ ※郵送の場合は、受付後こちらから受験票を返送しますので、なるべく余裕を持って申し込んでください。</p>
申込先 （申込受付会場）	〒569-0075 高槻市教育センター（高槻市城内町1-1）3階 ※高槻市役所ではありません。
申込方法	<p>所定の申込書に写真を貼って必要事項を記入の上、直接持参もしくは郵送にて申し込んでください。なお、写真は同じもの（縦4.5cm×横3.5cmのサイズ）を2枚用意してください。（申込書と受験票に貼付）</p> <p>＜郵送で申し込む場合の注意事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆簡易書留郵便等で送付してください。</li> <li>◆「教育相談員採用候補者試験申込書在中」と朱書してください。</li> <li>◆郵便番号、宛先を明記し、404円切手を貼った返信用の定形封筒[23.5cm×12cm]を必ず同封してください。（受験票を送付するために使用します。）</li> <li>◆6月18日（木）時点で、受験票が返送されていない場合は次頁問い合わせ先までご連絡ください。</li> </ul>
提出書類	<p>①別紙「採用候補者試験申込書」</p> <p>②別紙「受験票」</p> <p>※①②には同一の写真（裏面に氏名記入）を貼付してください。</p> <p>※受理した提出書類は、一切お返しできません。</p>
その他	身体等の事情により受験に際し配慮が必要な場合は、可能な範囲で対応いたしますので申込受付時にお知らせください。

#### 5 試験日時及び試験会場等

日 時	令和2年6月20日（土）午前9時00分～ （受付 午前8時45分～）
試験内容	筆記及び面接
試験会場	高槻市教育センター（高槻市城内町1-1）
持 物	受験票、鉛筆（又はシャープペンシル）HB3本程度、消しゴム

#### 6 試験結果

6月下旬（予定）に郵送にて本人宛通知  
教育センター3階掲示板への掲示及びホームページへの掲載

## 7 その他注意事項

- (1) 本市からの発送物は申込書に記載された現住所宛に送付します。
- (2) 申込書に記載された情報は、当該採用候補者試験の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には一切使用しません。
- (3) 試験当日は、必ず定刻までに集合してください。また、自動車での来場はご遠慮ください。
- (4) 過去の試験問題を市役所本館1階行政資料コーナーにて公表しています。ただし、試験の出題内容等は毎年度変更しています。参考としてご覧ください。
- (5) この募集要項、申込用紙等は、市ホームページからもダウンロードできます。
- (6) その他不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

## 8 問合せ先

高槻市教育委員会事務局 教育センター（3階）

〒569-0075 高槻市城内町1番1号 TEL：072-675-0398